

市民緑地について

1 市民緑地制度とは

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。(都市緑地法第55条)

(1) 制度の概要

対象となる土地・契約期間など

- 都市計画区域内の300m²以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象となります。
- 特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も、市民緑地の対象となります。
- 契約期間は5年以上。
- 本市では、要綱を定めて制度を運用しています。

(2) 契約の内容

締結する契約の内容は次のとおりです；

- 市民緑地契約の対象となる土地等の区域
- 市民緑地の保全や利用のために必要な施設整備に関する事項
- 緑化施設の整備に関する事項(人工地盤・建築物などの場合)
- 市民緑地の管理の方法に関する事項
- 市民緑地の管理期間
- 契約に違反した場合の措置
(■については、必要に応じて定める。)

(3) 締結のメリット

- 市民緑地契約の締結は、土地所有者にとって次のメリットがあります。
 - ・地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。
 - ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。
 - ①契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減となる。
 - ②土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となる。
 - ・緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。

2 鎌倉市の市民緑地

(1) 鎌倉山二丁目1号市民緑地

「鎌倉山二丁目1号市民緑地」は、いずれ、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園『鎌倉広町緑地』の用地の一部として市が取得し、整備を行う予定としています。

ア) 鎌倉山二丁目1号市民緑地

所有者：個人所有者（2名）

区 域：鎌倉山二丁目1821、1822 （面積 2,022 m²）

契約期間：平成26年12月22日 から 平成31年12月21日 まで

(2) 植木1号市民緑地

「植木1号市民緑地」は玉縄地域のまちづくり事業の推進の一環として、整備を行いました。

ア) 植木1号市民緑地

所有者：個人所有者（2名）

区 域：植木字相模陣425番3の一部、425-11、425-57

契約期間：平成28年12月12日から平成33年12月12日まで